

公共事業評価に対する市民意見の申出について

日 時：平成20年2月26日（火）午前11時10分

受付方法：電話

Q) 公共事業評価について教えてほしい。

A) 評価の対象事業について、京都市が評価を行うとともに、評価結果に基づき対応方針（案）を決める。それらについて、第三者機関である公共事業評価委員会に諮り、評価や対応方針（案）の妥当性を確認してもらうとともに、評価結果に対する意見をもらっている。

Q) 評価結果と市会議員の意見が異なる場合はどうするのか。

A) 昨年6月に行政評価条例が制定されたことに伴い、評価結果や評価委員会の意見を市会に報告することになった。

Q) 市会に報告するということは、評価結果より市会議員の意見が反映されるということか。

A) 市会議員個人の意見が反映される訳ではないが、市会の議決によっては、そのようなことも考えられる。評価結果について評価委員会から意見をもらうことになっているが、京都市はその意見をすべて受け入れるというわけではない。最終的な意思決定は京都市が行うことになっている。